○建築基準法の規定による中間検査に係る特定工程等の指定

平成 29 年 2 月 28 日告示第 68 号 改正 令和 5 年 2 月 10 日告示第 72 号

建築基準法の規定による中間検査に係る特定工程等の指定

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により,特定工程及び特定工程後の工程を指定するので,建築基準法施行規則 (昭和 25 年建設省令第 40 号)第4条の11の規定により,次のとおり公示する。この場合において,当該指定は,法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認に係る工事の工程であって,2に定める期間内に行われるものについて適用する。

- 1 中間検査を行う区域 市の全区域
- 2 中間検査を行う期間 平成29年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造,用途及び規模 次に掲げる建築物(法第85条の規定の 適用を受けるものを除く。)
- (1) 木造,鉄骨造,鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物のうちホテル,旅館又は共同住宅の用途に供する建築物で,階数が3以上のもの
- (2) 木造,鉄骨造,鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物のうち法別表第1(い)欄に掲げる用途((1)の用途を除く。)に供する建築物(法別表第1(い)欄に掲げる用途以外の用途に供する部分及び自動車車庫の用途に供する部分を有するものにあっては、自動車車庫の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものに限る。)で、階数が3以上のもの
- (3) 主要構造部の全部又は一部を木造とした建築物で、階数が3以上のもの(法別表第1(い)欄に掲げる用途に供するものを除く。)
- 4 指定する特定工程 次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める工程
- (1) 3(1)に掲げる建築物のうちホテル又は旅館の用途に供するもの 次に掲げる建築 物の区分に応じ、それぞれ次に定める工事の工程
- ア 木造の建築物 基礎の配筋工事,2階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事 (型式適合認定(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第136条の2の11第1号に定める規定に適合するものであることの認定に限る。)を受けた建築物の部分を有する建築物の工事(以下「認定型式適合工事」という。)を除く。)及び当該建築物の地上部分の階数を2で除した数値(その数値に1未満の端数があるときは,これを1に切り上げるものとする。)に1を加えた階(以下「中間階」という。)の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事(認定型式適合工事を除く。)
- イ 鉄骨造の建築物 基礎の配筋工事,2階の床版の取付工事(認定型式適合工事を除く。) 及び中間階の床版の取付工事(認定型式適合工事を除く。)
- ウ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物 基礎の配筋工事, 2階の 床及びはりに鉄筋を配置する工事並びに中間階の床及びはりに鉄筋を配置する工事

- (2) 3(1)に掲げる建築物のうち共同住宅の用途に供するもの 次に掲げる建築物の区 分に応じ、それぞれ次に定める工事の工程
- ア 木造の建築物 基礎の配筋工事,2階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事 (認定型式適合工事を除く。)及び中間階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事 (認定型式適合工事を除く。)
- イ 鉄骨造の建築物 基礎の配筋工事,2階の床版の取付工事(認定型式適合工事を除く。) 及び中間階の床版の取付工事(認定型式適合工事を除く。)
- ウ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物 基礎の配筋工事並びに中 間階の床及びはりに鉄筋を配置する工事
- (3) 3(2)に掲げる建築物 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める工事 の工程
- ア 木造の建築物 基礎の配筋工事及び中間階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する 工事(認定型式適合工事を除く。)
- イ 鉄骨造の建築物 基礎の配筋工事及び中間階の床版の取付工事(認定型式適合工事を 除く。)
- ウ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物 基礎の配筋工事並びに中 間階の床及びはりに鉄筋を配置する工事
- (4) 3(3)に掲げる建築物 基礎の配筋工事及び中間階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事(認定型式適合工事を除く。)の工程
- 5 指定する特定工程後の工程 特定工程に係る部分のコンクリート打設又は内外装工事 の工程